

令和3年第2回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程〔第4号〕

令和3年6月30日（水曜日）午前10時0分 開議
※開議宣告

- 日程第1 第29号議案から第36号議案まで及び第2号報告から第4号報告までについて
委員長報告
(委員長報告等に対する質疑・討論・表決)
- 日程第2 第37号議案
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第3 第38号議案
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第4 第39号議案
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第5 議案第2号
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第6 意見書案第1号
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第7 選挙管理委員の選挙
- 日程第8 選挙管理委員補充員の選挙

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

- | | |
|------|---------|
| 1 番 | 於 久 弘 治 |
| 2 番 | 毛 利 洋 子 |
| 3 番 | 中 尾 勉 |
| 4 番 | 黒 田 健 一 |
| 5 番 | 井ノ口 憲 治 |
| 6 番 | 阿 部 輝 之 |
| 7 番 | 土 谷 信 也 |
| 8 番 | 成 重 博 文 |
| 9 番 | 中山田 健 晴 |
| 10 番 | 松 本 博 彰 |
| 11 番 | 河 野 徳 久 |
| 12 番 | 安 東 正 洋 |
| 13 番 | 北 崎 安 行 |
| 14 番 | 河 野 正 春 |
| 15 番 | 菅 健 雄 |
| 16 番 | 大 石 忠 昭 |

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	安 田 祐 一
次長兼議事係長	大 塚 栄 彦
総括主幹兼庶務係長	黒 田 祐 子
主 事	今 村 堇 花

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	佐々木 敏 夫
副 市 長	堤 隆
市参事兼総務課長	佐 藤 之 則
市参事兼財政課長	飯 沼 憲 一
企画情報課長	丸山野 幸 政
地域活力創造課長	小 野 政 文
税 務 課 長	田 中 良 久
市 民 課 長	黒 田 敏 信
保 険 年 金 課 長	大久保 正 人
社 会 福 祉 課 長	田 染 定 利
子 育 て 支 援 課 長	水 江 和 徳
健 康 推 進 課 長	清 水 栄 二
人権啓発・部落差別解消推進課長	後 藤 史 明
環 境 課 長	尾 形 稔
商 工 観 光 課 長	河 野 真 一
農 業 振 興 課 長	川 口 達 也
耕 地 林 業 課 長	早 田 博 昭
農 業 地 域 支 援 室 長	首 藤 賢 司
建 設 課 長	永 松 史 年
都 市 建 築 課 長	清 水 英 文
上 下 水 道 課 長	本 田 督 二
地域総務二課長兼水産・地域産業課長	阿 部 幸 喜
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐々木 真 治
選挙管理委員会・監査委員事務局長	藤 重 深 雪
農 業 委 員 会 事 務 局 長	塩 崎 康 弘
消 防 本 部 消 防 長	榎 本 賢 二
教育委員会	
教 育 長	河 野 潔
教育総務課長兼地域総務一課長	植 田 克 己
学 校 教 育 課 長	衛 藤 恭 子
文 化 財 室 長	板 井 浩

総務課 参事兼総務法規係長 近藤直樹
主幹兼秘書係長 江島信之

○議長（北崎安行君） これより本日の会議を開きます。

日程第1、第29号議案から第36号議案まで及び第2号報告から第4号報告までを一括議題といたします。

これより、委員長長の報告を求めます。

総務委員長、菅健雄君。

○総務委員長（菅健雄君） 総務委員長報告をします。

去る6月24日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案4件、報告3件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第29号議案、令和3年度豊後高田市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算の内容としては、国庫支出金、繰越金、市債などで財源措置されており、補正額は、4億4,149万6,000円の増額で、補正後の予算総額は、154億6,369万8,000円となっています。

歳出予算の内容としては、総務費では、森林環境譲与税を一旦基金に積み立てる経費が計上されています。

次に、地方債補正については、体育施設整備事業の追加及び既存施設改修整備事業などの限度額の変更を行っています。

審査の中で委員より、「前年度繰越金について」の質疑があり、執行部からは、「6月補正後に使用可能な財源としては、1億3,123万1,924円である」との答弁がありました。

また、「佐々木市政4年間の前年度繰越金の推移について」の質疑があり、執行部からは、「4年前の平成28年度の決算とほぼ類似した額であると分析している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「佐々木市長は、無駄を省き財政を浮かせたと言われるが、永松市政時代より繰越金が増えるのではないか」との質疑があり、執行部からは、「歳入・歳出の差が繰越金であるが、交付税の優遇措置が無くなり、この4年間で歳入は億単位で減額となっているため、歳出の縮減でカバーしている」との答弁がありました。

また、「地方債補正において、既存施設改修整備事業の起債額が1,760万円から1億4,430万円と大幅に増額されている。起債であれば、次世代にツケが

回るのでは」との質疑があり、執行部からは、「1億4,430万円の事業費の大部分を占めるのが真玉体育センターの改修であるが、昭和56年の建築後、大規模な改修がこれまでなされておらず、穴が開いている屋根や外壁の改修などを計画している。後年負担として、確かに大きな金額だが、過疎債を活用することで、実質負担は30%となる。金利もあるが、昨今の低金利状況により、それほど利息は付かないと考えている。一方、改修により危険の除去と長寿命化により施設を長持ちさせることになるため、長期的に見れば財政負担は減ると想定している」との答弁がありました。

審査の結果、第29号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第30号議案、豊後高田市固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、令和3年度税制改正による押印義務の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第30号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第31号議案、豊後高田市税特別措置条例の一部改正については、過疎地域自立促進特別措置法の失効及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第31号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第32号議案、ぶんごたかだ新婚さん応援住宅条例の一部改正については、入居要件を緩和し、定住促進を図るため、所用の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、「本市での婚姻数について」の質疑があり、執行部からは、「本条例を施行した平成25年は111件であったが、令和2年は61件と減少傾向にある」との答弁がありました。

また、「入居期間について」の質疑があり、執行部からは、「条例では、5年間と規定しているが、新居建築のため入居期間を超過するような場合は、1年間の延長を認めている。なお、これまで31世帯が入居し、23世帯が退去済みであるが、その退去した23世帯のうち、16世帯が市内に転居し、その16世帯のうち、10世帯が市内に新居を建築している」との答弁がありました。

また、「入居要件を婚姻届提出後2年以内と緩和

した理由について」の質疑があり、執行部からは、「不動産業者によると、借地借家法の関係で、賃貸借物件の契約期間がおおむね2年とされている。そのため、結婚後初めて借りた民間のアパート等の契約が満了する前に、家賃の安い、新婚さん応援住宅への引っ越しを選択肢に入れてもらいたいものである」との答弁がありました。

なお、審査の中で委員より、「市外から転入した世帯が入居する場合に、家賃を4万円ではなく5,000円減免するなどの制度を移住対策の一つとして検討しては」との意見がありました。

審査の結果、第32号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第2号報告、令和3年度豊後高田市一般会計補正予算（第1号）についてのうち、本委員会に付託された部分は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、子育て世帯生活支援特別給付金事業及び新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る専決処分した予算の歳入であり、歳入予算の内容については、国庫支出金で財源措置されており、補正額は、6,749万7,000円の増額であります。

審査の中で委員より、「新型コロナワクチン接種については、当初予算や今回の専決により予算計上されているが、本市では、この予算で全て賄えるのか。それとも9月に補正するのか」との質疑があり、執行部からは、「現行予算で対応していくが、不足する場合は予算確保について内部検討したい」との答弁がありました。

審査の結果、第2号報告のうち、本委員会に付託された部分については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

第3号報告、豊後高田市税条例等の一部改正については、地方税法等の一部改正に伴い、早急に所要の規定の整備を行うため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日に専決処分したので、承認を求めるものです。

審査の結果、第3号報告については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

第4号報告、豊後高田市税特別措置条例の一部改正については、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正に伴い、早急に所要の規定の整備を行うため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日に専決処分したので、承認を求める

ものです。

審査の結果、第4号報告については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（北崎安行君） 社会文教委員長、毛利洋子君。

○社会文教委員長（毛利洋子君） 社会文教委員長の報告をいたします。

去る6月25日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案4件、報告1件の審査結果報告を行います。

第29号議案、令和3年度豊後高田市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、民生費では新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に要する経費などが計上されています。

教育費では、老朽化した真玉体育センターなどの体育施設等を長寿命化するための既存施設改修整備事業に要する経費などが計上されています。

審査の中で委員より、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の受給要件について」の質疑があり、執行部からは、「受給要件は3つあり、収入要件・資産要件・求職要件である。まず、収入要件は、市町村民税均等割が非課税となる収入額の12分の1と、生活保護法に基づく住宅扶助基準額との合計額を超えないこと。次に、資産要件は、預貯金が市町村民税均等割が非課税となる収入額の12分の1の6倍以下であること。ただし上限は100万円。次に、求職要件は、ハローワークでの相談や応募・面接に応じることなどである。

さらに、対象者の要件として、社会福祉協議会を窓口とした特例の貸付制度を利用しており、貸付けの限度額に達している方、もしくは再貸付け等が不承認となった方を対象にしている」との答弁がありました。

また、審査の中で委員より、「真玉体育センターは、夏場はかなりの高温になり熱中症が心配される。改修を行うのであれば事前に換気問題についても考慮していただきたい」との意見がありました。

審査の結果、第29号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第33号議案、豊後高田市体育施設条例の一部改正については、体育施設の利用促進及び効率的な運営を図るため、所用の規定の整備を行うものです。

6月30日

審査の中で委員より、「丘の公園テニスコートと香々地市民グラウンドテニスコートでの照明利用料の違いについて」の質疑があり、執行部からは、「これまで設備の構造から、丘の公園テニスコートと香々地市民グラウンドテニスコートの照明加算料に大きく差があった。そのため今回の改正により、香々地テニスコートの照明加算料1,040円を、丘の公園テニスコートの照明加算料と同額の310円に引き下げ、料金の統一化を図りたい」との答弁がありました。

審査の結果、第33号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第34号議案、豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等において、令和3年度も国民健康保険税の減免を行うため、所用の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第34号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第35号議案、豊後高田市介護保険条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等において、令和3年度も介護保険料の減免を行うため、所用の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第35号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第2号報告、令和3年度豊後高田市一般会計補正予算（第1号）についてのうち、本委員会に付託された部分は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、政府の緊急支援策である、ひとり親等への特別給付金及び新型コロナウイルスワクチン接種事業に必要なコールセンター業務委託等に要する経費を専決処分したので、承認を求めるものです。

審査の結果、第2号報告のうち、本委員会に付託された部分については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（北崎安行君） 産業建設委員長、土谷信也君。

○産業建設委員長（土谷信也君） 産業建設委員長報告。

去る6月28日、産業建設委員会を開会し、本会議

から付託されました議案2件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第29号議案、令和3年度豊後高田市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、内容としては、農林水産業費では、白ねぎ新規栽培者に対する機械導入費などの支援に要する経費が計上されています。

商工費では、長崎鼻の環境整備に要する経費などが計上されています。

土木費では、社会資本整備総合交付金を活用した道路の安全対策を行うための新設及び改良に要する経費などが計上されています。

審査の中で委員より、「ねぎ産出額100億円プロジェクト推進事業における、補助対象及び居住地について」の質疑があり、執行部からは、「補助対象は、新規就農で白ねぎを栽培される方もしくは新たに白ねぎ栽培に取り組む方である。なお、居住地は、新規就農が香々地・中真玉・呉崎で各1件。新規栽培では西真玉が1件である」との答弁がありました。

また、「長崎鼻については、今年の入込客数は増加したと聞かすが、デジタルアートギャラリーの入館者数も増加しているのか。また、デジタルアートギャラリーと分かりにくいので、案内を工夫すべきではないか」との質疑があり、執行部からは、「昨年8月の営業開始時は、新型コロナウイルスの影響により入館者数は伸びなかったが、市内宿泊客向けに入館割引券の発行や、作品のバージョンアップなどにより、誘客に努めている状況である。また、施設の入口に看板は設置しているが、駐車場などに分かりやすい案内看板を設置したい」との答弁がありました。

審査の結果、第29号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第36号議案、豊後高田市工場等立地促進条例の一部改正については、過疎地域自立促進特別措置法の失効及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第36号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（北崎安行君） 以上で、委員長の報告を終

わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告はありませんでした。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） これにて討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。

お手元に配付しています採決表の一括採決するものの各議案は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） ご異議なしと認めます。

よって、採決表の一括採決するものの各議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

しばらく休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時24分 再開

○議長（北崎安行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、第37号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 提案理由の説明に先立ちまして、ご報告をさせていただきます。

6月25日、令和2年国勢調査の人口速報値が公表され、本市の人口は、2万2,142人でございました。

平成27年の国勢調査では、2万2,853人でありましたので、5年間で711人の減少となり、人口減少率は3.11%でございます。

県内の平均減少率は3.57%で、大分市、日出町、中津市に次いで4番目によい状況であり、過疎市町村では、県内トップの状況でございます。

前回の平成27年調査では、平成22年から27年までの5年間で、1,053人の減少となっており、減少率は4.4%でございましたので、人口減少率は更に改善できております。

また、平成30年に国立社会保障・人口問題研究所が推計した、令和2年の本市推計人口では、2万1,638人でありましたので、この数字を504人上回って

おります。

こうした結果は、本市がこれまで取り組んできた移住・定住対策の成果であるものと考えております。

今後も、地域の活力は人であるという信念のもと、現状の1歩先へ、社会増が人口増へとつながる施策に全身全霊を傾注してまいりますので、何とぞ、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

第37号議案は、副市長の選任についてございまして、本年6月30日をもって任期が満了する副市長に堤 隆氏を再任したいので、同意を求めるところでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（北崎安行君） お諮りいたします。

本案について委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） ご異議なしと認めます。

よって、第37号議案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第37号議案を採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） ご異議なしと認めます。

よって、第37号議案については、これに同意することと決しました。

しばらく休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（北崎安行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

副市長、堤 隆君より発言を求められておりますので、これを許します。

副市長、堤 隆君。

6月30日

○副市長（堤 隆君） ただいま副市長に再任をいただきました堤 隆でございます。まず、副市長選任議案にご同意をいただきましたことに対しまして、議員各位にお礼を申し上げます。

4年前の平成29年7月に豊後高田市を第2のふるさととして以来、これまで議員の皆様や佐々木市長をはじめ市幹部職員の皆様のご協力、ご支援をいただきながら、市政発展のための様々な取組に参画をさせていただきましたことを心よりありがたく、また、うれしく思っております。

今般の再任に当たり、副市長という職責の重さに改めて身の引き締まる思いをいたしております。もとより微力ではありますが、バランスの取れた市政が推進できるよう市民の声に耳を傾け、市長を補佐し、職員と十分意見を交わしながら、初心に立ち返って頑張っておりますので、議員の皆様方にも引き続きのご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いし、再任の挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北崎安行君） 日程第3、第38号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 提案理由のご説明を申し上げます。

第38号議案は、教育委員会委員の任命についてでございます。本年7月1日をもって任期が満了する教育委員会委員に大嶽由美子氏を再任したいので、同意を求めるとでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（北崎安行君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） ご異議なしと認めます。

よって、第38号議案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） 討論なしと認め、討論を終

結いたします。

これより第38号議案を採決いたします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） ご異議なしと認めます。

よって、第38号議案については、これに同意することに決しました。

○議長（北崎安行君） 日程第4、第39号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 提案理由のご説明を申し上げます。

第39号議案は、公平委員会委員の選任についてでございます。本年6月30日をもって任期が満了する公平委員会委員に佐藤ひとみ氏を再任したいので、同意を求めるとでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（北崎安行君） お諮りいたします。

本案について委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） ご異議なしと認めます。

よって、第39号議案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第39号議案を採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） ご異議なしと認めます。

よって、第39号議案については、これに同意することに決しました。

○議長（北崎安行君） 日程第5、議案第2号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

12番、安東正洋君。

○12番（安東正洋君） それでは、提案理由の説明

をいたします。

議案第2号、豊後高田市議会会議規則の一部改正につきましては、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進するに当たり、本会議や委員会への決議事由として、出産、育児、介護等の明文化することに、出産について産前産後期間にも配慮した規定の整備を図るものでございます。

また、国の推進する行政手続等における押印の見直しに併せ、請願に係る署名、押印の見直しを行うものでございます。

以上、本議案について、何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北崎安行君） お諮りいたします。

本案について委員会の付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（北崎安行君） 日程第6、意見書案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番、中尾 勉君。

○3番（中尾 勉君） 義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書（案）について、提案理由の説明を申し上げます。

2020年7月3日、全国知事会、全国市長会、全国町村会は、新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言において少人数学級や教員確保を文部科学大臣に要請し、文部科学省で検討されてきました。そ

して、21年3月31日に、改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられることになりました。

しかし、文部科学大臣が国会で答弁したように、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施、さらにはきめ細やかな教育を行うための30人学級の実現が不可欠です。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっております。

義務教育費については2006年に国庫負担率が3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、大分県においては、独自財源による小学校1・2年生、中学校1年生の30人以下学級の定数措置が行われていますが、本来は国の責任で行われるべきものです。義務教育は自治体間・地域間によって格差が生じることのないよう、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定と財源の保障が必要であります。

全国どこに住んでいても、子どもたち一人ひとりへのきめ細やかな対応や学びの質を高めるための教育環境の実現に向け、2022年度政府予算編成において2つの事項が実現されるよう、国の関係機関へ要望したいので、地方自治法第99条の規定に基づく意見書として提出いたしますよう、お願いするものでございます。

以上、議員各位のご協賛を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（北崎安行君） お諮りいたします。

本案について委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

6月30日

これより、意見書案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

意見書案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北崎安行君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長(北崎安行君) 日程第7、選挙管理委員の選挙を行います。

選挙すべき委員の数は4名であります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北崎安行君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北崎安行君) ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長において指名することに決しました。

選挙管理委員に清末武司君、木藤信一君、後藤三利君、吉村昌也君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名の方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北崎安行君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名の方々が豊後高田市選挙管理委員に当選されました。

○議長(北崎安行君) 日程第8、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

選挙をすべき補充員の数は4名であります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北崎安行君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決し

ました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において補充の順序により指名することといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北崎安行君) ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は、議長において補充の順序により指名することに決しました。

選挙管理委員補充員に、補充の順位で第1順位、安本ふみ子君、第2順位、松樹秀芳君、第3順位、堀切泰夫君、第4順位、清水道祐君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名の方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北崎安行君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名の方々が豊後高田市選挙管理委員補充員に当選されました。

○議長(北崎安行君) 以上で、本定例会に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第2回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前10時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 北崎安行

豊後高田市議会議員 河野正春

豊後高田市議会議員 菅健雄